

ひとりで悩まずご相談ください。

成年後見制度

相談
無料

予約制



このようなお悩みございませんか？

- 高齢の親の財産管理に不安がある。
- 親の定期預金を解約して、介護等の費用に充てたい。
- 認知症の親の不動産を売却し、老人ホームの費用を作りたい。
- 老人ホームにいる親の年金を持ち出してしまふ親族に困っている。
- 一人暮らしの老後を安心して暮らしたい。

このような場合に「成年後見制度」がお役に立ちます。

高田司法書士事務所

▽ 無料相談のご予約はこちら

☎ 0120-456-762

(平日 9:00 ~ 18:00) 土日も承ります。

〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町130番地23 堺商工会議所4階

TEL 072-253-4567 FAX 072-253-4568

✉ takada-sihou@sakai.zaq.ne.jp ☎ <http://www.souzoku-walk.com/office/>

相談は**無料**です。
お気軽にお問い合わせ
ください。



成年後見の種類

任意後見制度

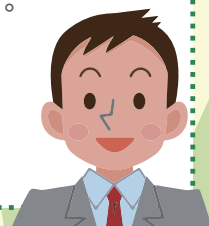
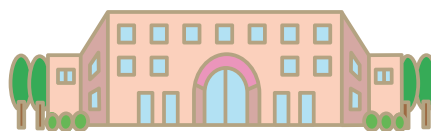
「任意後見制度」とは、現在はしっかりされているけれど、将来に判断能力が不十分になった際に備える制度であり、現在お元気な方のための制度です。

将来認知症になってしまうかも…と不安に感じている方がお元気な間にあらかじめ信頼できる方に後見人になってもらうことを約束し、いざ認知症を発症したときに家庭裁判所で手続きすることになります。後見人は自由に自分で選び、公正証書で契約します（公正証書作成手数料がかかります）。

法定後見制度

「法定後見制度」とは、認知症により、判断能力が不十分な方を対象としている制度であり、すでに認知症の症状が出た方や、判断能力が低下した方のための制度です。

不動産の売却等、法律行為をする際には判断能力が必要となりますので、ご本人の状態により、後見、保佐、補助（判断能力により）のいずれかを選択します。



はじめまして。司法書士の高田剛（たかだつよし）と申します。

多くの方が、成年後見の手続きや申立ては初めて経験されることで、お困りになられることだと思います。

成年後見の申立ては、ご用意していただく書類も多く、普段接することのない裁判所とのやりとりは大変時間と労力がかかる作業となります。

成年後見の申立てを行う理由や状況は一人一人異なります。高田司法書士事務所では、単に手続きだけをするのではなく、相談者がどうされたいのか、どういうことに悩まれているのかをしっかりとヒアリングし、その対策をご一緒に考えます。相談は無料ですので、ぜひ一度ご相談ください。



高田司法書士事務所 代表 高田剛



駐車場あり（無料）

高田司法書士事務所

▽ 無料相談のご予約はこちら

 **0120-456-762**

（平日 9:00～18:00）土日も承ります。

大阪府堺市北区長曾根町130番地23 堺商工会議所4階

✉ takada-sihou@sakai.zaq.ne.jp

🌐 <http://www.souzoku-walk.com/office/>